

平成30年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年9月27日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第110号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第111号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第4	議案第112号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第5	議案第113号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第6	議案第114号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案第115号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第8	議案第116号	飛騨市小水力発電所設置条例について
第9	議案第117号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
第10	議案第118号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
第11	議案第119号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
第12	議案第120号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第13	議案第121号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）
第14	議案第122号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）
第15	認定第1号	平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第2号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第3号	平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第4号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第5号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第6号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第7号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第8号	平成29年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第9号	平成29年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第10号	平成29年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第11号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第12号	平成29年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第13号	平成29年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第28	認定第14号	平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第29	意見第1号	小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書
第30		野村勝憲議員に対する懲罰の件

## 本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 1 0 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 1 1 1 号 飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 1 1 2 号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 1 1 3 号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 1 1 4 号 坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 7	議案第 1 1 5 号 飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 8	議案第 1 1 6 号 飛騨市小水力発電所設置条例について
日程第 9	議案第 1 1 7 号 平成 3 0 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 0	議案第 1 1 8 号 平成 3 0 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 1	議案第 1 1 9 号 平成 3 0 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 2 0 号 平成 3 0 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 3	議案第 1 2 1 号 平成 3 0 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 4	議案第 1 2 2 号 平成 3 0 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 1 5	認定第 1 号 平成 2 9 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	認定第 2 号 平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	認定第 3 号 平成 2 9 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	認定第 4 号 平成 2 9 年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	認定第 5 号 平成 2 9 年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	認定第 6 号 平成 2 9 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 7 号 平成 2 9 年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 8 号 平成 2 9 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 9 号 平成 2 9 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 10 号 平成 2 9 年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 11 号 平成 2 9 年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 12 号 平成 2 9 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 13 号 平成 2 9 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 2 8	認定第 14 号 平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第 2 9	意見第 1 号 小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書
日程第 3 0	野村勝憲議員に対する懲罰の件

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
代表監査委員	福	畑	幸	博
理事兼企画部長	御	田	裕	己
会計管理者	手	洗	雅	行
総務部長	柏	木	藤	司
市民福祉部長	東	佐		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣	利	匡
基盤整備部長	泉	原	孝	則
病院管理室長	青	木	哲	哉
教育委員会事務局長	佐	藤	水	貢
消防長	清		場	一
財政課長	坂	水	順	之
	洞	口	廣	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依
			子	

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（高原邦子）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

市長より全国市長会会議出席のため途中退席の申し出がありました。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（高原邦子）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により1番、仲谷議員、14番、葛谷議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第110号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について  
から

日程第7 議案第115号 飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について

◎議長（高原邦子）

日程第2、議案第110号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第115号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更についてまでの6案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら6案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（高原邦子）

前川総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第110号から議案第115号までの6案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る9月18日、午前10時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第110号について申し上げます。

本案は、個人住民税に関し、給与所得控除と公的年金等控除の額の引き下げと基礎控除額の引き上げ、給与所得控除と公的年金等控除の上限額の変更など、地方税法の改正を受け、障がい者、未成年者、寡婦及び低所得者等に対する均等割・所得割の非課税要

件等に影響が生じないよう条例を改正するもの、その他一定の法人等に電子申告を義務化するものなどです。

質疑では、この改正による飛騨市の税収への影響について質問があり、今の段階では試算は難しいとの答弁がありました。

次に、議案第111号について申し上げます。

本案は、障がい福祉制度による生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス指定を受けた事業者であれば、共生型、地域密着型、通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定するための条例の一部改正であります。質疑はありませんでした。

次に、議案第112号について申し上げます。

本案は、本市における安定的な医療提供体制を維持するため、従来の看護師等修学資金貸与の対象者について市内に設置されている民間の医療機関や介護サービス事業者での勤務者も対象とするための条例の一部改正です。

質疑では、民間の医療機関でも看護師不足というのは、顕著にあるのかという質問があり、民間においても高齢化が課題となっており、将来を見据えて若い人に地元就職の機会を増やしたいとの答弁がありました。

次に、議案第113号について申し上げます。

本案は、飛騨市星の駅宙ドーム神岡内に「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」を設けるための休館日および開館時間を規定する定めるための条例の一部改正です。

質疑では、年末年始6日間の休館はせつかくの機会を逃すのではないかとこの質問があり、指定管理者が決定したあとに協議するとの答弁がありました。

次に、議案第114号について申し上げます。

本案は、坂下辺地に係る総合整備計画の変更で、道路整備事業の辺地対策事業債を増額するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第115号について申し上げます。

本案は、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更で、交通通信体系の整備に係る事業をはじめ、大幅な事業量の増加によるものです。質疑はありませんでした。

これら6案件について、いずれも討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第110号から議案第115号までの6案件については、討論の通告がありませんので討

論を終結し、これより一括して採決いたします。

議案第110号から議案第115号までのこれら6案件については、いずれも委員長の報告は可決であります。これら6案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、これら6案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第116号 飛騨市小水力発電所設置条例について

◎議長（高原邦子）

日程第8、議案第116号、飛騨市小水力発電所設置条例についてを議題といたします。本件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 森要 登壇〕

●産業常任委員長（森要）

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第116号につきまして、審査の概要、並びに結果を報告いたします。

去る9月18日、午後1時より、委員会室で審査を行いました。

本案は、神岡町石神用水を利用した小水力発電施設を石神用水清流発電所として設置するための条例制定です。

質疑では、売電による収入見込額、それによって農業集落排水施設の維持費がどの程度まかなえるのかとの質問があり、売電額は、1,300万円程度を見込んでおり、市内農業集落排水施設の電気料金、約2,000万円のうち1,000万円程度を充当する予定であるとの答弁がありました。

また、運営するうえでのコスト意識、資格者の確保等についての質問があり、コストについては、先進自治体を参考にするなど、十分意識したうえで運営する。資格については、必要なものは委託していくとの答弁がありました。

本案について、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第116号について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。

議案第116号について、委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第116号は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第117号 平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から

日程第14 議案第122号 平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

◎議長（高原邦子）

日程第9、議案第117号、平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から日程第14、議案第122号、平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）までの6案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら6案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第117号から議案第122号までの6案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第117号から議案第122号までの6案件については、一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認め、これより一括採決を行います。議案第117号から議案第122号までの6案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら6案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第117号から議案第122号までの6案件については、原案のとおり可決されました。

- ◆日程第15 認定第1号 平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから
- 日程第28 認定第14号 平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（高原邦子）

続きまして日程第15、認定第1号、平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第28、認定第14号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで、以上14案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりでございます。

決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。認定第1号、平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第14号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。

はじめに認定第1号から認定第12号までの12案件を一括して採決いたします。認定第1号、平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、平成29年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12案件に対する委員長の報告は、認定です。

これら12案件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、これら12案件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号、平成29年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてに対する委員長の報告は、利益剰余金の処分については原案のとおり

可決し、決算については認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長 (高原邦子)

次に、認定第14号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、認定第14号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◆日程第29 意見第1号 小中学校の空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書

◎議長 (高原邦子)

続きまして日程第29、意見第1号、小中学校の空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

[総務常任委員長 前川文博 登壇]

●総務常任委員長 (前川文博)

それでは、意見第1号について説明いたします。小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書。上記の事件について、別紙のとおり発案する。平成30年9月27日提出。提出者、飛騨市議会、総務常任委員会、委員長、前川文博。

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。

特に、本県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分を超える19日が猛暑日となったほか、40度を超える気温が観測されるなど、命の危険にさらされていると言っても過言ではない状況にある。

特に、児童・生徒が一日の大半を過ごす教室の室温に関しては、学習する環境としては極めて厳しい状況にあり、多くの学校で新学期が始まった9月になってもその暑さは収まらず、児童・生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このような中、各市町村では、児童・生徒の学習しやすい環境を確保するため、国の学校施設環境改善交付金も活用し、教室への空調設備の導入に取り組んでいるが、交付金は必要総額が確保されているとは言い難く、老朽化対策や耐震化など、従前から対応してい

る課題に優先的に充当され、空調設備の設置を躊躇せざるを得ず、整備率は市町村間で大きく異なっているのが現状である。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に、義務教育の過程において、教育環境に格差が生じることはあってはならず、格差是正に向け、早急な対応が求められる。

よって、国においては、市町村における小中学校への空調設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額等、財政支援を拡充するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日、岐阜県飛騨市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官。

以上です。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第1号については、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって意見第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結しこれより採決をいたします。意見第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって意見第1号は、原案のとおり決定されました。

◆日程第30 野村勝憲議員に対する懲罰の件

◎議長（高原邦子）

日程第30、野村勝憲議員に対する懲罰の件を議題といたします。この際、地方自治法

第117条の規定によりの野村勝憲議員の退場を求めます。

(野村勝憲議員 退場)

◎議長 (高原邦子)

本件に関し委員長の報告を求めます。

[懲罰特別委員長 前川文博 登壇]

●懲罰特別委員長 (前川文博)

それでは、本委員会に付託された審査事件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

平成30年6月29日、議会定例会の最終日、本会議場において、森要議員より地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により懲罰の動議が提出され、飛騨市議会委員会条例第7条により本委員会が設置されました。

当委員会は、委員全員の出席のもと6月29日、7月5日、8月13日、8月22日、8月31日の合計5回にわたり協議会室及び委員会室において開催し、審査を行いました。

委員会では、まず森要議員から提出された懲罰動議の内容を確認し、関係法令として地方自治法第132条から第135条、及び飛騨市議会会議規則第160条から第165条により懲罰の理由及び懲罰の種類などを確認しました。

懲罰動議の内容を確認する中で、懲罰の対象となる場所、時間、事項について確認し、6月27日の予算特別委員会において野村勝憲議員の発言に議題外の発言、無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言を行ったとされる部分、及びそれらが品位の尊重に触れるかどうかを議論し、懲罰を科すべきか否かについて審査をすることとしました。

委員会では、野村勝憲議員の一身上の弁明を許可し、弁明を受けた後、自由討議、討論を行いました。自由討議では、主な発言として「今回問題となっている発言は、委員長が発言を許可し、制止もなく、これまでもある程度肝要されてきた発言の範疇であり、議員全員にもかかる問題である。無礼の言葉については、議論する中で気持ちが高揚し、非常に厳しいことを言うてしまうこともあり、今回の発言は許容される範疇ではないか」また、「議員は、民意を代弁するもので、発言自由の原則の許容範囲ではないか。個人を特定し他人の私生活にわたる発言をしたとされるが、発言内容をみる限り、第三者が聞いてそこまでの内容であると受け止められる発言ではないのではないか。したがって今回は、懲罰を科すべきではない」との意見があったのに対し、「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないとされているにも関わらず、議題外の発言を繰り返し、ましてや委員会での審査において自己の活動のPRを平然と行うことなどあってはならず、委員長が発言の許可をしても、こうした発言が会議を混乱させ円滑な委員会運営を妨げたことは、やはり反省すべきであり、懲罰に値するものである。仮に審査事件に関連した発言であったとしても、特定個人の問題について必要最小限を超えて、立ち入った発言をすることは、許されるものではない。こうしたことを捉えれば懲罰

は科されるべきであり、戒告あるいは陳謝によりいさめるべきである」との意見がありました。

討論では、「懲罰は議員に対する非常に重い処分を科すことであり、議員は選挙によって選ばれ、言論の自由が保障されている立場にもあることから今回の案件については、程度として懲罰を科すまでに至らないのではないか。また議員の未熟さもあり、他山の石として議員全員で考えるべき案件である。」という反対討論。言論の自由ということがあるからといって法律、規則に抵触してまで守られているものではなく、「今回の発言は明らかに他人の私生活にわたる言論をしてはならないことに触れ、議題から逸脱した発言をされたことは、懲罰にあたり、戒告によっていさめるべきである。また議員全員の問題として捉える前に個人の行った発言が規則などに反しているという事実を踏まえるべき。弁明でも反省の言葉はなく、しっかりと謝罪を求めるべきである」との賛成討論がありました。

自由討議、討論を踏まえ、まず懲罰を科すべきか否かについて採決を行った結果、賛成多数で懲罰を科すことに決しました。

次に陳謝の懲罰を科すことについて採決を行った結果、賛成少数で否決され、続いて戒告の懲罰を科すことについて採決を行った結果、賛成多数で戒告の懲罰を科すことに決しました。

以上が当委員会での審査の経過と結果であります。

最後に予算特別委員会における個人の発言がもとで、今回このような特別委員会が設置され、審査を行ってきましたが、予算特別委員会を運営する過程で委員長の判断に対する意見や各委員の委員会に対する認識不足を指摘する意見もありました。このことは、議会全体の問題として捉え、議員全員が委員会での発言について秩序をもって行うなど今後の議会運営について議員全員が議会秩序を守り、品位のある議会運営に心がけていただきたいという思いを意見として申し添え、委員長報告といたします。

〔懲罰特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前10時30分 再開 午前10時31分）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで野村勝憲議員から本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

この際、これを許すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、野村勝憲議員の一身上の弁明を許可することに決しました。野村勝憲議員の入場を許可いたします。

（野村勝憲議員 入場）

◎議長（高原邦子）

野村勝憲議員に一身上の弁明を許可いたします。野村議員。

○11番（野村勝憲）

11番、野村です。それではですね、弁明まではいかないかもしれませんが、少しお時間をいただきたいと思います。

さて皆さん、ご承知のようにですね、6月議会最終日においてですね、本会議場でですね、高原議長が問題発言となった件で、私その弁明に入るや否や、本会議場から退場させられ、今日までですね、本会議場での私の弁明の機会を与えることもなくですね、今日ですね、採決をむかえているということになりまして、私は世間の皆さんにぜひ聞いていただきたいという気持ちが強くありましたが、非常に残念なことです。

そこで本題に入ります。まず、個人の私生活にわたる言論をおこなったということについてでございますが、市民の方から職員による児童買春の件でマスコミ報道の「総務部」、「28歳」、「男性主任」だけではわからないので、市は実名で発表するなど私たちの税金で生活しているのだから、もっと詳しく知らせるべきとの声が多く寄せられ、私はその声にてですね、応えるために私は飛騨市議会基本条例に基づき、6月の予算委員会で質問したしだいです。

その内容は、「総務部や企画部だけでは、市民はわからないので、具体的な課を教えてくださいませんか」という問いに対してですね、回答が無かったと。そこで私はですね、所属課について尋ねました。そしてですね、その関係者が公人であったこともあり、我々議員にとってもですね、たいへん申し訳ないというお詫びをし、今後ですね、しっかり対処していかなければいけないということを申し上げて結んだと思います。

今回の事案は、私にとっても当然初めてのことであり、しっかり対処しなければいかんと思っておりましたけれども、どこまでがですね、プライバシーの、要するにグレーゾーンになるのかわからないままに質問をしたことについてはですね、やや軽率だったと今反省しているところでございます。

ただですね、議員の皆さん全員にですね、9月22日までにある市民の方々から3回にわたり議会に対し要望書が出されています。参考までに紹介させていただきますと、その中で私が発言した「所属課」、「関係者が公人」とまた飛騨市が発表した「飛騨市総務部」、「男性主任」、「28歳」を比較し、どちらの方が個人を特定できるか、まさにこの方々は中立の立場で公平公正にですね、分析をされています。ぜひ皆さんもですね、お手元に3部作があるはずですから、ぜひ読んでいただいて、今後こうしたことを議論に入れていただいて、ぜひともですね、中身のある議論にしてもらいたい、そのように思っています。以上です。

◎議長（高原邦子）

野村勝憲議員の退場を求めます。

（野村勝憲議員 退場）

◎議長（高原邦子）

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○10番（洞口和彦）

10番、洞口です。今回ですね、先回の1番最後の懲罰動議が通りました。その後ですね、私もどちらかと言いますと、いろんな関係がございますけれども、極めてですね、中立的な立場でこの事態を見守ってきました。またその間にですね、たくさんの皆さんのご意見も伺いましたし、動議に関してですね、いろんなご意見、要望書も何通かいただいている。これは皆さんのところにもきております。総括するにですね、今回ののは、とくに個人的な感情の高ぶりがですね、ああいったかたち、ああいう場に出てしまったのではないかな。まさにですね、市民目線から離れた時点で議員としてはですね、深く反省しなければいけない言動であったのではないかな、そんなふうに思っています。

私なりですね、今回に対する意見を若干述べたいと思っているのですが、まず今、私がここに懲罰動議を今、持ってきておりますが、まず1番目の理由としてですね、他の議員に対する暴言を行ったこと、これはですね、「自分の都合だけで・・・」、「議長だからと言って発言してはだめです」など暴言ともとれる発言を行いました。動議者もですね、暴言というふうには書いていません。「暴言ともとれる発言」というふうに書いてございますので、それからその後の関係についてはですね、これは議会以外のことですので、これは関係ないと思っています。だからこれらはですね、やはり議員活動の中で許されることなのではないかなとそんなふうに思っています。

それから2番目のですね、「事実無根の発言を行ったこと」とございますが、これはですね、ある方との議題がありまして、そのことでですね、頼んだとか頼まなかったとか、お互いの意見の相違があつてですね、これはどちらが正しいかということは確定するには、これは懲罰委員会の中でも話し合われたと思うんですが、なかなか難しいことで、調査権がございませんので、なかなかこれはできないだろうと。これについては、処分は行っていませんので、それでいいんですけれども。

それです、とくにまた私の聞いたところによりますと、前回は、後援というかたちでやらせていただいたときには、その新聞折込、新聞の記事とかですね、前のこの方がですね、冊子にしてこれ参考になるよとかたちつくってくれたとか。こういうことがございますし、同じことをやったわけですね。そしたら市としては、教育委員会としてはその態度はどうなのかな、そんなことも思っております。

それから3つ目、今懲戒処分になったことですが、「個人の私生活にわたる言論を行ったこと」。この点はですね、2点にわたって書いてございますので、最初の項目でございますが、個人の氏名を一切発表していないのに特定につながるような発言を繰り返した。やはりですね、これは新聞発表でもございますけれども、やはり1つよりは2つ、2つよりは3つ、発表すればですね、より個人の特定につながるというふうに思っています。

今回ですね、野村議員は、部がですね、課になりましたよね。それからもう1つ新しい関係としては、議員関係者というのを入っておりますので、それらの意味ではですね、これにつながったという一旦を担ったということは、事実だと思いますけれども、この点については、本人の反省もございますし、若干のですね、行き過ぎがあったんじゃないか。

しかし、最終的にこのことがですね、全てその個人に、一個人に特定されるという現実までには至っていないのではないかと、そんなふうに思っています。

それから今回はですね、この動議に関して、いろんな方向で私は2つのやっぱり疑問がございます。

1つはですね、その3番目に書いてございます「加えて退職し、一市民となっている元議員」というふうに書いてございます。これはですね、まさにですね、その誰かということ特定した文面だと思うんです。

私は上の意見よりもこのことがですね、やはり完全にこれ特定できているんです。字体でね、これを書いたら。このことのほうが余計その今言われたですね、一貫したですね、特定側につながる発言ではないか、そんなふうに思っています。

それからもう1つはですね、議長に対してですけども、動議がこれで3点書いて出されましたが、動議の発表のときにですね、自称4番目と言われますけれど、いろんな発言をされました。これはですね、議長としては、今回の反対にありましたけれども、発言内容にないことをなぜ発言するんだというような意見がございました。これは、予算委員会でございましたけれど、今回は議会でございますので、これらについては議事はないというか、動議を出していないことまでですね、なぜ発言させたのだろうか。そのへんがですね、若干矛盾する点ではなかったのかな、私はそのように感じました。以上です。

◎議長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○8番（前川文博）

8番、前川です。私は、今回委員長という立場で委員会のほうをさせていただきましたが、委員長という立場で中立ということの基本はですね、行ってまいりました。

そこで今、報告した後ですので、こんどは個人の立場としての考えで述べさせていただきます。今回の懲罰、先ほどの報告の中でも触れておりますが、まずどこの時点で行ったことが懲罰の対象になるのかというところなんです、この本会議場及び委員会室なりの会議の中での言動ということになります。その中でたしかに行き過ぎた発言もあったなというの、私は記憶しておりますし、また休憩時間に入ってから休憩時間は対象になりませんので、その間であったなということも記憶にはあります。ですが、そのへんですね、どこからが議題外なのかとか、無礼なのかというところが非常にちょっとあのグレーかなというの思ったり、行き過ぎている部分もあるのかなという認識はしておりました。それでですね、今3回目の弁明という機会ということで、委員会の弁明の中では、野村議員のほうからは反省の弁ということにはなかったんですが、今の弁明の中で3番目の件についてですね、軽率であって反省をするという今言葉がありましたので、私はそこを踏まえて、ちょっと考えさせていただきたいなというふうに今考えています。

◎議長（高原邦子）

ほかにありませんか。

○4番（住田清美）

はい、4番、住田です。

私も懲罰の委員として携わらせていただきまして、懲罰委員会の中では、先ほど委員長の報告にもありましたけれど、「議題外の発言を行ったこと。それから個人の私生活にわたる発言を行ったこと。無礼な言葉があった」というこの3点を主な争点として皆さんで考えさせていただきました。今、おっしゃいましたように懲罰委員会の中でも野村議員の弁論の機会があったのですが、今回の弁論の中では、その個人の私生活にわたることについては、軽率で反省しているという弁があったのですが、懲罰委員会の中では、とくにこのような言葉はございませんでした。今回初めて聞かせていただきました。

ただし、これは個人の私生活にわたることだけに関してでありまして、懲罰委員会が対象にいたしました議題外、それから無礼な言葉については、とくに何ら言及がされておられません。私は、この点はやはり懲罰委員会がこの3点を含めて戒告にという結論に達しましたので、この件について、謝罪がなかったことはちょっといかなものかと思っております。

◎議長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○9番（中嶋国則）

9番、中嶋です。

委員長報告のあと、前川委員長から個人的にいろいろ考えさせていただくというようなご発言がございました。最初に懲罰動議の原点に戻ってもう一度確認をしたいと思うんですけども、委員長報告の中にもありましたけれど、議題外の発言、それから無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言を行ったということ、この3つがたいへん重要であると

思います。今ほど住田議員のほうからもこの3つについての反省はみられなかったとそういう発言がございました。私もそのように感じたひとりでございます。そこでもう一度私やっぱり繰り返して申し上げますけれども、この6月27日の予算特別委員会においての発言を思い返しますと、やはり総務部所管の質疑応答の中で、議題外にわたり個人の特定につながる発言を繰り返された。そして市民の私生活に触れられる発言があったというのは、ケーブルテレビで生放送がありましたので、確認できるところでございます。さらに昼休憩に入りまして、休憩中には市長のほうからもそういった予算委員会の運営について云々ございましたが、結論だけ言いますと、午後の教育委員会所管の予算の質疑の中においても、やはり他の議員に対しての不穏当な発言。こういったことは、議会の品位を失墜させておるといふふうに思うところであります。地方自治法第132条には、「議員たるものは、無礼な言葉を使用してはならない。他人の私生活にわたる言論はしてはならない」と地方自治法に定めておりまして、これを受けまして、飛騨市議会会議規則の中に同じように規定を定めておるわけでございます。議会の品位を汚したということは、間違いはないといふふうに思うところであります。

今は、この私、発言しているのは、自由討議でございますので、採決の前に討論があります。賛成の懲罰に対しての賛成討論もありますので、ぜひこの今、反対したいという方は、このあとの討論におきまして、しっかりと反対の理由を明確に述べていただくことを期待しまして、私の自由討議の発言とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長（高原邦子）

ほかにごございませんか。

（発言する者なし）

◎議長（高原邦子）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

私は、自由討議でも申しましたように項目別に思っています。その本位は変わらない立場で反対討論を行います。まず懲罰の対象はですね、「現在議員として在籍していることで、それから議員がですね、議会の秩序を乱した言動や委員会におけるですね、議員活動の一環として行った行為のみであるということ。議会外でのですね、プライベートな場で行った言動は、懲罰の対象にはなりません」こう書いてございます。今いろいろと言われた中にはですね、議題外で言われたことが数々入っているといふふうに感じております。

今回の処分の内容はですね、公開の議場における戒告とは、戒告の処分でございますが、これはですね、公開の議場において議会の秩序の維持や品位の保持にですね、反する言動を行った場合にこの処分を科するというようになっております。

私はですね、野村議員の発言は、やはり発言の自由や議員活動の一環としてですね、議

員からいろいろ求められた項目を聞いたというようなこともございましたので、それらの範囲内であるということ。それからもう1つはですね、個人を特定につながる情報ではあるけれども、その情報は多ければ多いほどその個人の特定につながるんですけども、完全にその人に特定されるという発言まではいいいていません。たとえば、部が課になった。範囲は狭まりました。それから議員関係というのは、たくさんの方がみえます。何々議員という限定もしていません。だからですね、最終的に特定される項目を増やしたということにはなるとおもいますけれども、これもですね、議員が必ずこの人に特定されたという発言までには至っていない、そんなふうに感じています。

それから若干、感情の高ぶりですね、ああいう雰囲気になってしまったと。売り言葉に買い言葉みたいなかたちになってしまったということですね、反省の弁もありました。まさにですね、私もいろいろと委員会の中で野村議員にはですね、話もしましたけれども、反省というのは、いろいろ皆さんも言われていますけれども、今回は初めてかと思えます。

それらを鑑みてですね、今回のこの処分ですね、これについては、反対いたします。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（高原邦子）

次に賛成討論はありませんか。

〔4番 住田清美 登壇〕

○4番（住田清美）

それでは私は、今回懲罰委員会が決した内容につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。まず、今回懲罰委員会が決した中には、「議題外の発言をおこなったこと」、「予算委員会、教育委員会の審議の中で、至学館大学公開講座のPR」をされました。このことにつきましては、飛騨市議会会議規則第116条の議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないということに反する行為でありました。また、地方自治法第132条に普通地方公共団体の議会の会議、または委員会においては、議員は無礼の言葉の使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはいけないということになっております。予算委員会の総務部の審議の中で懲戒処分を受けた職員の個人を特定するような発言もございました。議会は言うまでもなく地方公共団体の議事機関であり、公の意志決定と行政の監視がその使命にあります。そこで、個人的問題について言及し、発言することは、その必要がないと思っております。またくわえて、教育委員会の審議中に至学館大学イベント等内容に対し、議題外発言を指摘された議員に無礼の言葉を発言されました。無礼の言葉とは、通常人の感情を害するような言葉のことです。

以上、懲罰委員会は3点にわたり、懲戒処分に決するという結論を出しました。先ほど本人から弁明の中で、個人の私生活にわたる発言については、軽率であったと反省していると申されましたが、懲罰委員会の中で、この発言はございませんでした。このことについては、申されましたけれど、その他の議題外発言、また無礼の言葉については言及がご

ざいませんでした。よって私は、懲罰委員会が下しました戒告という処分について、そのまま賛成するものでございます。

〔４番 住田清美 着席〕

◎議長（高原邦子）

反対討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより野村勝憲議員に対する懲罰の件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、野村勝憲議員に戒告の懲罰を科すことであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（高原邦子）

起立少数であります。よって、野村勝憲議員に戒告の懲罰を科すことは否決されました。野村勝憲議員の入場を求めます。

（野村勝憲議員 入場）

#### ◆閉会

◎議長（高原邦子）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで副市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔副市長 湯之下明宏 登壇〕

△副市長（湯之下明宏）

都竹市長が全国市長会の会議に出席のため途中退席させていただきました。代わりまして、私のほうから定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。今議会は２５日間という長きにわたりまして、一般会計・特別会計の補正予算、そして平成２９年度決算の認定、条例改正など多数の案件につきまして、たいへん慎重なご審議を賜り、全ての議案につきまして可決及び認定のご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

とくに今回は、７月豪雨災害の復旧に向けた予算措置が中心になったかと思えますけれども、市民の皆様が安定した生活を送ることができるよう早期復旧にむけて全力をあげてまいりたいと思います。また、今後の防災対策、それから災害対応に万全を期してまいりたいとも思っております。

また、本会議、そして委員会を通じまして、議員の皆様方から頂戴しました数々のご指摘、ご意見につきましては、しっかりと整理をさせていただいたうえで、今後の市政運営に反映させていきたいというふうに考えております。

ことしの秋も多くの行事が予定されております。議員の皆様、それぞれのお立場でご参加を賜れば幸いに存じます。

今後とも諸施策の推進、そして行政課題の解決に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔副市長 湯之下明宏 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で副市長の発言が終わりました。

ここで報告と御礼を申し上げます。去る9月12日の本会議において森議員から発言がありました野村議員の一般質問の発言に対します発言の取り消しの件につきましては、議会運営委員会においても意見をお聞きいたしました。発言の取り消しは必要ないと判断いたしましたので、ご報告いたします。

そして何より25日間、本当に慎重な審議をしていただきました。ありがとうございました。秋はこれから閉会中もですね、視察等いろいろありまして、行事もあります。それぞれ議員の皆さん、地域での活動していただきたいなと思っております。本当につたない議事運営でありまして、申し訳なく思っておりますけれども、また精進していきたいと思っております。

それでは本日の会議を閉じ、9月3日から25日間にわたりました平成30年第4回飛驒市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午前11時01分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 高原邦子

飛騨市議会議員（1番） 仲谷丈吾

飛騨市議会議員（14番） 葛谷寛徳